

多発する自然災害から命を守る

いざというときに備えましょう

防災週間に合わせて、積極的に地域の防災訓練に参加しましょう

9月1日は、大正12年に発生した関東大震災にちなんで「防災の日」とされており、この防災の日を含む一週間（8月30日～9月5日）は「防災週間」として、全国各地で様々な防災訓練が実施されます。

郡上市では、9月4日（日）に八幡町初音の郡上総合庁舎周辺において、直下型地震による災害を想定した大規模現地訓練を実施します。



△昨年の大規模訓練の様子

また、各地域においても自主防災会による防災訓練、消防団演習訓練が実施されることになっていきます。

災害時に、落ち着いて迅速に行動するには、日頃の訓練が大切です。お住まいの地域などで実施される防災訓練への積極的な参加をお願いします。

地震に備えて

平成28年4月14日以降、熊本県と大分県で相次いで発生した熊本地震は、甚大な被害をもたらし、今なお多くの人が不自由

な生活を強いられています。

岐阜県でも、過去に県内の活断層を震源とする内陸型地震により、大きな被害が発生しています。地震はいつ起こるか分かりません。家族みんなが慌てず行動できるように、日頃から次の項目について話し合い、情報を共有しておきましょう。

※家族の点検10カ条

- ① 家族の役割の確認
 - ② 非常用持ち出し袋の準備・点検
 - ③ 火災防止対策の確認
 - ④ 家具等の落下・転倒防止の点検
 - ⑤ 灯油などの危険性物質の確認
 - ⑥ 家族間の連絡方法・集合場所の確認
 - ⑦ お年寄りや身体の不自由な人の避難対策
 - ⑧ 家の外回りの点検
 - ⑨ 避難所・避難場所・避難経路の確認
 - ⑩ 避難経路上の危険箇所の確認
- ☑ 風水害タイムラインの紹介(下表)
台風が接近した場合の対応を
紹介しますので、ご覧ください。

☎ 問 総務部総務課
67・18332

時間	気象状況と市の対応	身を守るための行動(※早めの行動が最も大切です)
	●台風発生	○日頃から、周辺の危険箇所、避難場所、避難経路、家族との連絡方法を確認しておく。
接近の2日前～1日前	○市民に対し、台風情報の周知・広報を実施します。 ○避難場所の開設準備を行います。 ○必要に応じて自主避難の呼びかけを行います。	○テレビ、ラジオ、インターネット等から最新の気象情報入手する。 ○窓や雨戸など家の周りの点検を行う。 ○必要に応じて、自主的に避難をする。
12～24時間前	●大雨・洪水・強風注意報の発表 ○避難が必要な状況が夜間・早朝にかかることが予想される場合には、避難準備情報(災害発生恐れがあるときに避難のための準備を促し、避難をするのに支援が必要な人に自主避難を促すもの)を発令することがあります。⇒防災行政無線、メール等によりお知らせします。	○避難行動要支援者(避難をするのに支援が必要な人)は、安全な場所への避難を開始を検討する。 ○地域住民は、近隣の避難行動要支援者の避難をサポートする。 ○安全な場所へ避難するための準備を完了する。また、避難場所の確認を行う。 ○窓や雨戸など家の周りの点検を行う。
～12時間程度前	●大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、洪水警報の発表 ●土砂災害警戒判定メッシュ情報(5km四方の区域ごとに、土砂災害発生の危険度を5段階で判定した情報)で大雨警報の土壌雨量指数基準(地中に貯まった雨水を数値化したもの)を超過した場合 ●はん濫注意水位(警戒が必要な水位)または避難判断水位(速やかに避難準備が必要な水位)に到達した場合	○避難行動要支援者は、避難を完了する。 ○安全な場所への避難を開始する。 ○危険な場所に近づかない。
	○避難場所の開設を行います。 ○避難準備情報を発令します。⇒防災行政無線、メール等によりお知らせします。	
	●土砂災害警戒情報(土砂災害発生の危険度がさらに高まったときに、气象台と県が共同で発表する情報)が発表された場合 ●はん濫危険水位(30分～60分後には堤防の低いところなどから水があふれ出す恐れがあるため、直ちに避難することが必要な水位)に到達した場合	○安全な場所への避難を完了する。 ○外出が危険なときは、自宅の安全な場所(2階や山側から離れた部屋等)へ移動し、身を守る。
	○避難勧告(災害発生の危険性が高まったときに、安全な場所へ避難することを促すもの)を発令します。⇒防災行政無線、メール等によりお知らせします。	
最接近	●土砂災害警戒情報の基準を実況で超過した場合	○避難が完了していない場合は、できるだけ安全な場所へ速やかに避難する。 ○外出が危険なときは、自宅の安全な場所(2階や山側から離れた部屋等)へ移動し、身を守る。
	○避難指示(さらに災害の危険性が高まったとき、または災害が発生したときに、直ちに安全な場所へ避難することを指示するもの)を発令します。⇒防災行政無線、メール等によりお知らせします。	
	●大雨特別警報	
	○直ちに最善を尽くして身を守るよう市民に呼びかけます。	○直ちに命を守る行動をとり、身を守る。(既に災害が発生している可能性あり!)